

現代日本における政治教育の意

義と課題に関する研究

——政治教育を取り巻く環境を中心として——

梅 田 篤 志

序 論

教育基本法第八条「政治教育」に関して、政治教育をとりまく環境を中心として考える。その際、重要なこととしては、現代の政治状況、国際情勢を考慮に入れて考えていくことが欠かせない。

二つの世界大戦がおこり、戦争の世紀とされた激動の二〇世紀が終わり、誰もが平和を切望した二一世紀が始まったが、イスラエルとパレスチナを始めとする紛争、地域間格差、貧困、飢餓、迫害等の人類にとって望ましくない問題が山積しており、未だ解決してはいない。そのような中、二〇〇一年九月一日にアメリカ合衆国で起こった同時多発テロに端を発するアフガニスタン空爆、さらに、二〇〇三年アメリカによるイラク軍事行動と国際情勢は平和には程遠い結果となつている。

これらの不安定な国際情勢に対し、日本政府・小泉内閣はアメリカ合衆国の軍事行動について、軍事同盟である日米安全保障条約堅持のため、早い段階からアメリカ合衆国を支持し、緊急対策を講じて、アフガニスタンへのアメリカの軍事行動に対する支援のため、テロ対策特措法を制定し、「復興支援」という名目で自衛隊をイラクに派遣するという決定のため、国会会期延長を行い、イラク復興特措法を策定した。

上記のアメリカ合衆国の軍事行動の決定は、アメリカ合衆国民主主義制度によって選ばれた国会議員、ブッシュ大統領、つまり、結

目 次

序 論	第1章 教育基本法の成立と意義
第1節 教育基本法の成立	第2節 教育基本法における第八条の位置付けと意義
第2章 政治教育の現状	第1節 政治教育の現状
第2節 行政・教育委員会による政治的中立に関する指導	第3章 政治教育の課題
第1節 制度的要因による課題	第2節 歴史的要因による課題
第3節 国家統制に陥る危険性からの課題	第4章 新たな政治文化創造のために
第1節 政治的教養を高める改革を	第2節 グローバル化による政治的教養の必要性
結 論	

果としてアメリカ合衆国所有権者の決定によるものであり、日本政府のアメリカ合衆国の軍事行動への支持、自衛隊派遣、それに関する関連法案の制定もまた、日本国の民主主義制度における有権者の判断の結果であることは疑いの余地はない。つまり、間接的であれ、国家の政策決定は主権者たる有権者の意志決定の結果であり、また、国家の政策による結果責任に対しても間接的ではあるが責任を免れることはできない。従って、民主主義とは選ばれた側の責任も重要な問題であるが、選んだ側の責任、つまり意志決定者あるいは主権者としての資質が問われるという点においてもまた重要な一翼を担っている制度である。

第二次世界大戦終結直後、伊丹十三の父である伊丹万作は次のように言っている。「ぼろきれのような（戦後直後の立候補者）人間ばかりが蠅のように群がって出てくるのか。原因は二つある。一つは国民の政治意識があまりにも低すぎることであり、一つは現在の立候補手続が人材を引き出すように出来ていないことである。……いずれにしても、日本の政治をよくするために、そして真にそれを民衆のものとするために、何よりも緊急なこと、そして何よりも有効な処置は、まず何を措いても民衆に対する政治教育を盛んにすることである。」^①しかし、教育基本法第八条で政治教育の必要性が規定されているにも関わらず、実行できないのはなぜなのか。

本 論

教育基本法第八条は次のように規定されている。

第八条（政治教育）良識ある公民たるに必要な政治的教養は、

教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

条文の趣旨を文部科学省は次のように示している。

「第一項は、民主主義を実現するためには、国民の政治的教養と政治道徳の向上が必要であることを踏まえ、政治教育において最も尊重されるべき事項を規定するもの。第二項は、学校教育における政治教育の限界を示し、特定の党派的政治教育を禁止することにより、教育の政治的中立を確保しようとするもの。」^②

行政・教育委員会による政治的中立に関する指導について端的に示しているのが、二〇〇三年一月五日に毎日新聞によって周知の事実となった三原市教育委員会と尾道市教育委員会の平和カレンダー撤去問題である。これについて、毎日新聞は次のように書いている。「尾道市教育委員会は『八月に県教委の学校訪問指導を受けた際、指導担当者から撤去するように言われ、学校掲示物に関する参考資料として（文書を）作成した』としている。しかし、同県教委は『訪問はしたが、撤去の指導はしていない』と話し矛盾している」^③

三原市が行った学校アンケートは、平和カレンダーの有無の調査と、それに関する反論があるか否かについての簡単なものであった。しかし、尾道市に関しては、平和カレンダー撤去に係るシナリオと題された校長持ち資料であり、はじめから平和カレンダー撤去が目的化されている事が分かる。しかも、それが、問答集を兼ねており、しかも、その最終的責任は校長が取る仕組みになっている。つまり、文書は、教育委員会からの要請であるが、平和カレンダー撤去に関する最終決定・責任は校長に帰するということを示し、狡猾な指導であることは明白である。さらに内容を見ると、撤去の理由として教育の中立、つまり、教育基本法第八条第二項の政治的中立を全面に押し立てる論理構成によって平和カレンダーの有効性を問う形になっている。そこに至って、校長が中立性の砦だとするならば、その校長の中立性を誰が確認し、判断するのかという問題が残る。さらに言えば、中立であるか否かについて判断すること自体、実は中立ではないということをも含んでいるのである。このことから、政治的中立とはなんなのか、また、政治的中立は存在し得るのかという疑問が残る。

これについて、一つの方角性を述べた指摘がある。当時新潟大学教授（憲法学）であつた成嶋隆氏の見解である。それによると、『国家による教育内容と教員への統制を速やかにやめるべきです。教師は中立であれ』『偏向教育はよくない』と言われるが、世の中に本来『中立』はあり得ません。結局は政府の立場が中立だとい

欺瞞が通ることになってしまいます。自由を持たない教師のもとでは、子どもたちも自由ではあり得ません^④。』

つまり、政治教育において、党派的な権力闘争を持ち込み、直接的に責任を負う教育者がそれを行うという意味において、あるいは、前述したように、為政者が支配的な党派的思想に基づき、特定の党派的な権力闘争を持ち込むというこの一点について政治的中立を発揮すべきである。

政治教育の環境をよりよきものにするためにどのような改革が必要か。

戦前の全体主義国家におけるメディアの欺瞞の反省の上に立つて、政治的教養としての公正な批判力の涵養のため、各社のイデオロギ―は違うが、情報の真偽を明らかにすること、さらに第一次的情報の提供が重要である。その意味からしてもメディアの役割とともに、どのメディアがどのイデオロギ―を指向しており、情報の真偽に対しても鵜呑みをしないよう情報リテラシーを養うことも、政治的教養の知識面から重要な項目であると言えよう。

結 論

教育問題、政治問題に対して、政治教育、政治的教養、政治的中立の観点から、教育公務員は民主主義の維持・発展のため、そして国民の政治的教養の習得のために、日本国憲法の理想を実現させるために、日本国憲法第一〇章最高法規の第九七条から第九九条まで

の条項を盾として戦わなくてはならない。まさにそのような教育環境、政治状況へと変貌してきていると言わざるを得ない状況において、民主主義システムを採用している日本において、何よりも重要なことは、国民の政治的教養の涵養であり、日本国憲法を基本理念として平和主義、人権主義を貫く必要がある。その点において教育基本法第八条の課せられている課題は大きく、日本の民主主義を支える大きな柱であると考えられよう。そして、政治教育が全体主義国家の広義の意味の政治教育ではなく、政治に関する知識と公正な批判力、そして政治道徳・政治活動へと導く重要な役割を果たしていく教育環境の構築が必要である。

今後の課題

学校における児童・生徒の意見表明権に基づく自治について政治的教養の面から考えることが重要になってくる。また、日本国憲法改正、教育基本法改正ということが現実味を帯びている中で、政治的教養がどのような位置付けで意義を持つてくるのかについても注目する事が肝要であろう。その観点からも今後の課題として引き続き研究していきたい。

註

- ① 伊丹万作『伊丹万作全集1』筑摩書房、一九八二年（一九六一）二〇〇～二〇一頁。
- ② 中央教育審議会、二〇〇二年六月五日議事録『第九回基本問題部

現代日本における政治教育の意義と課題に関する研究

会参考資料二』。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo00/gijiro-ku/002/020601g.htm

- ③ 毎日新聞、二〇〇三年二月五日、朝刊、三二頁。
- ④ 朝日新聞、一九九九年一月二三日、朝刊、二〇頁。